

神戸高速

ご利用になる前に必ずお読み下さい

ハンドル形電動車いすでの鉄道利用の条件を次のように定めております。

- ・ハンドル形電動車いすでのご利用は、ハンドル形電動車いすが身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具が交付されている場合並びに障害者自立支援法に基づく補装具費が支給されている場合に限りです。
- ・ご利用の際は、ハンドル形電動車いす交付証明書、補装具交付決定通知書（決定内容欄に「ハンドル形電動車いす」と記載されたもの）、ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書、補装具費支給決定通知書（決定内容欄に「ハンドル形電動車いす」と記載されたもの）、障害者手帳（補装具欄に「ハンドル形電動車いす」と記載されたもの）、ハンドル形電動車いす提供証明書のいずれかを提示してください。
- ・ご利用の際には、事前に最寄りの駅長室にお問い合わせいただきますようお願いいたします。また、ご案内に時間がかかる場合があります。ご利用にあたっては、余裕を持って駅にお越しください。
- ・利用可能駅であっても途中駅でのお乗り換えができないため、目的駅までご利用いただけない場合があります。
- ・混雑時や運輸上支障のある場合、また取扱い時間帯などによってはご利用頂けない場合があります。
- ・改札を入場いただいても、ハンドル形電動車いすの全長がエレベーターの全長を上回る場合等、車いすの形状によりご乗車をお断りする場合があります。
- ・駅構内では、低速（約2km/h以下）で、十分なご注意のもと安全な運転をお願いいたします。
- ・鉄道施設内の利用中にハンドル形電動車いすのご利用が原因で発生した事故、紛争及び器物の破損などについてはお客様の責任として処理していただくこととし、鉄道会社は一切の責任を負いかねます。
- ・その他の取扱いは旅客営業規則によります。

平成25年8月26日現在

No.	順	利用可能駅	ご利用に当たっての留意事項等
1	こ	高速神戸	
2		高速長田	
3	し	新開地	神戸電鉄線へのハンドル形電動車いすのご利用はできません。

最終更新日(確認日):平成25年8月26日